

## 雲仙市建設工事共同企業体取扱要領

平成19年3月28日  
告示第27号

### (目的)

第1条 この告示は、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱(平成17年10月11日雲仙市告示第72号)第14条に基づき、市が発注する建設工事にかかる共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)とは、市が発注する特定の工事の施工を目的として、業者が工事ごとに結成するものをいう。

### (対象工事)

第3条 共同企業体に発注できる建設工事は、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

(1) 市外業者と市内業者との組合せによる共同企業体に発注できる工事は、大規模かつ技術的に高度なもので、市内業者のみでは施工困難な工事とする。

(2) 市内業者同士の組合せによる共同企業体に発注できる工事は、市内業者の技術力で施工可能な工事で、大規模な工事とする。

(3) 共同企業体で発注できる大規模な工事とは、原則として次の基準による。

- ・土木一式工事 2億円以上のもの
- ・建築一式工事 2億円以上のもの
- ・その他の工事 1億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、市内業者への建設の技術移転及び技術力の向上に資すると認められる場合は、共同企業体により、競争を行わせることができるものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要があると認められる場合は、共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

### (構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2ないし3企業とする。

### (構成員の資格)

第5条 共同企業体の構成員は、工事ごとに定める資格要件を満たす者でなければならない。

### (共同企業体の出資比率)

第6条 共同企業体の1構成員あたりの出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

- (1) 2企業構成の場合 30%以上
- (2) 3企業構成の場合 20%以上

### (代表者の選定とその出資比率)

第7条 代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割をになう必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(共同企業体結成の方法)

第8条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(共同企業体の届出)

第9条 共同企業体の結成後、共同企業体の代表者は、別に定める他、次の書面を発注者に提出するものとする。

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書(様式1)

(ロ) 共同企業体の経営規模等総括表(様式2)

(共同企業体の資格審査)

第10条 共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

(共同企業体との契約等)

第11条 共同企業体との請負契約は、協定書に基づく当該共同企業体の代表者との間で締結し、工事の監督、請負代金の支払、発注者の指示等他のすべての構成員に行ったものとみなす。

(雑則)

第12条 この告示に定めのない事項については、雲仙市建設工事競争入札審査委員会において定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

様式 略